

土総第1038号

平成27年3月20日

総務部営繕課長様
防災部消防総務課長様
隠岐支庁農林局長様
隠岐支庁水産局長様
隠岐支庁県土整備局長様
農林水産部各課長様
各農林振興センター所長様
各水産事務所長様
土木部各課長様
各県土整備事務所長様
浜田河川総合開発事務所長様
浜田港湾振興センター長様
出雲空港管理事務所長様
宍道湖流域下水道管理事務所長様

土木部長
(土木総務課建設産業対策室)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）

このことについては、平成23年3月に島根県公共工事請負契約約款を改正し、「一定の要件を満たす現場代理人は工事現場に常駐を要しないこととすることができる」としたところですが、大都市圏と比べ通信網発達に遅れのあった県内の状況から、当面の間は「常駐を原則」とするとして取り扱うこととしました。（平成23年3月11日付け土総第1081号により通知）

今般、その後の通信網の発達により大都市圏と比べて遜色ない状況となっていることが認められ、工事現場から離れても発注者と直ちに連絡を取ることが容易になっている状況から、下記のとおり取り扱うこととしますので適切に運用してください。

記

1. 緩和する措置の内容

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の現場代理人が2件の建設工事を兼務することができるものとする。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が2,500万円未満（建築一式工事にあっては5,000万円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2. 兼務の承認手続き

現場代理人の兼務を承認するまでの流れは以下のとおり。

- (1) 発注者は入札公告又は指名通知の際、設計図書に別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」を添付して PPI に掲載する。
- (2) 発注者は様式 1 による受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定するものとする。
- (3) 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式 2 により、また承認しない場合には様式 3 により、速やかに受注者に通知するものとする。

3. 緩和措置の適用に当たっての留意事項

緩和措置の適用に当たっては以下の点に留意することとする。

- (1) 兼務の承認に当たっては事前に関係者間で協議・調整を行い、確認事項を書面で残しておくこと。
- (2) 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合又はその他発注者が必要と認める場合には兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。

4. 適用日

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。